

# 第4期特定健康診査等実施計画

関東いすゞ健康保険組合

2024年4月

## 趣 旨

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとする。

## 当健康保険組合の現状 【2023年12月末日現在】

当健康保険組合は、「自動車及び自動車部品の卸売り及び小売」等を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

2023年12月末日現在の事業所数は5事業所で、群馬県に4事業所、埼玉県に1事業所所在しており、各事業所の被保険者数は、関東いすゞ自動車株式会社が805人、いすゞ産業株式会社が71人、ケイアイジーサービス株式会社が70人、北関東自動車工業株式会社が39人、関東いすゞ健康保険組合が3人の順になっている。

このうち、関東いすゞ自動車株式会社については、支店やサービスセンター等が群馬県と埼玉県に点在しており、群馬県内に在住している被保険者及び被扶養者は4割、埼玉県の在住者は6割となっている。

また、当健康保険組合に加入している被保険者の平均年齢は、男性が42.87歳、女性が38.73歳、男女平均では42.45歳という状況であり、全体では男性が90%を占めている。

当健康保険組合では、2024年度から人間ドック等健診業務を外部に委託することとし、（群馬県12、埼玉県13、東京都1）の医療機関と契約し、34歳以上を対象に実施する。

令和5年度における実施人数は、被保険者を対象とした人間ドックが643人、被扶養者を対象とした人間ドックが172人である。

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2 事業主が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主が行う定期健康診断については、健診の際40歳以上の人間ドック未受診者である被保険者に対してHbA1cの検査項目を追加して実施している。当健康保険組合はそのデータを定期健康診断委託先から受領する。健診費用は事業主が負担し、健診データの費用は当健康保険組合が負担する。

### 3 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## I 達成目標

### 1 特定健康診査の実施に係る目標

2029年度における特定健康診査の実施率を91.1%とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	目標
被保険者	97.4	97.7	97.8	98.1	98.6	98.6	—
被扶養者	62.0	62.6	65.7	68.1	70.3	72.0	—
被保険者＋被扶養者	87.0	87.5	88.5	89.4	90.5	91.1	91.1

### 2 特定保健指導の実施に係る目標

2029年度における特定保健指導の実施率64.5%とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (人)

(被保険者＋被扶養者)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	目標
40歳以上対象者(人)	809	810	811	815	814	816	—
特定保健指導対象者数 (推計)	178	176	174	172	165	155	—
実施率(%)	58.4	59.1	60.3	61.6	62.4	64.5	64.5%
実施者数	104	104	105	106	103	100	—

任意継続被保険者を除く被保険者における特定保健指導は、業者委託により群馬県・埼玉県を実施する。

被扶養者は健康保険組合連合会群馬連合会の共同事業に参加し、業者委託により実施する。

### 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

2029年度において、2024年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を3%以上とする。

## Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

### 1 対象者数

#### ① 特定健康診査

被保険者 (人)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
40歳以上対象者	572	575	578	580	582	584
目標実施率(%)	97.4	97.7	97.8	98.1	98.6	98.6
目標実施者数	557	562	565	569	574	576

被扶養者 (人)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
40歳以上対象者	237	235	233	235	232	232
目標実施率(%)	62.0	62.6	65.7	68.1	70.3	72.0
目標実施者数	147	147	153	160	163	167

被保険者＋被扶養者 (人)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
40歳以上対象者	809	810	811	815	814	816
目標実施率(%)	87.0	87.5	88.5	89.4	90.5	91.1
目標実施者数	704	709	718	729	737	743

#### ② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者 (人)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
40歳以上対象者	809	810	811	815	814	816
動機付け支援対象者	60	60	59	58	53	50
実施率(%)	56.7	58.3	59.3	62.1	62.3	64.0
実施者数	34	35	35	36	33	32
積極的支援対象者	118	116	115	114	112	105
実施率(%)	59.3	59.5	60.9	61.4	62.5	64.8
実施者数	70	69	70	70	70	68
保健指導対象者計	178	176	174	172	165	155
実施率(%)	58.4	59.1	60.3	61.6	62.4	64.5
実施者数	104	104	105	106	103	100

### Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### (1) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている健診項目とする。

#### (2) 実施時期

特定健康診査は、4月から12月までとする。

特定保健指導は、通年とする。

#### (3) 委託の有無

##### ア 特定健康診査

当健康保険組合では、2024年度から人間ドック等健診業務を外部に委託することとし、(群馬県12、埼玉県13、東京都1)の医療機関(今後状況により契約医療機関の増減あり。)に被保険者・被扶養者が出向いて受診する。人間ドック等を受診しない強制被保険者は、事業主が実施する定期健康診断において受診する。なお、この健診は、事業主が業者委託を行っている。被扶養者は、医療機関等に出向いての受診や、地元会場で健診車により実施する巡回健診を受診する。

##### イ 特定保健指導

被保険者は、株式会社法研と医療法人社団三愛会を委託事業者(2024年3月現在)として、対面式またはオンラインによる初回面談を実施し、以降は電話やメールにより継続支援を行う。被扶養者は、健康保険組合群馬連合会の保健事業を活用した、委託事業者によるオンラインによる初回面談と、人間ドックを受けた医療機関に出向いての初回面談実施とし、以降の継続支援は被保険者と同様の方法により行う。

#### (4) 予約・受診方法

人間ドック等については、当該者がWEBまたは電話により委託事業者の「健診サイト」や「健診予約受付センター」で予約する。予約内容の確認は、WEBでの予約は健診サイトから、電話予約は委託事業者からハガキで通知される。

人間ドック等を受診しない被扶養者の特定健診(巡回健診〈女性限定〉を含む。)は、被扶養者の自宅に案内通知を添えて受診券を郵送し、集合契約をしている医療機関で自身が予約し受診する。巡回健診は、同封されている専用の申し込みハガキまたはWEB画面から予約し受診する。男性被扶養者は、当健康保険組合から自宅に案内通知を添えて受診券を郵送する。

当該被保険者及び被扶養者は、健診機関等に被保険者証を提出して特定健診を受診する。

人間ドック等を受診しない被保険者は、事業主が実施する定期健康診断を受診する。その際、HbA1c検査は事業主が全額負担し受診してもらう。

#### (5) 健診データの受領方法

人間ドックによる健診データは、委託事業者から全項目の電子データ（CCV）を随時（又は月単位）で受領して、当健康保険組合でデータ取り込みを行い保管する。

集合契約による特定健診データは、支払基金からオンラインにより電子データ（XML）を受領し当健康保険組合でデータ取り込みを行い保管する。

#### (6) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、株式会社システックスの特定健診・特定保健指導システムにより、特定健康診査の結果から階層化し実施する。

### I 個人情報の保護

当健康保険組合は、関東いすゞ健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健康保険組合及び委託された事業者・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

### II 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、必要に応じ機関紙等に掲載する。

### III 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、2027年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。